

★ 広島県手数料条例及び広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例
(条例第三十三号) (財政課)

一 改正の要旨

広島県立総合技術研究所の設備の利用に係る使用料の上限額の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	家畜伝染病予防法の改正に伴う用語の整理
	租税特別措置法施行令の改正に伴う引用条項の整理
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	研究所の設備の利用に係る使用料の上限額の改正

二 施行期日

令和二年七月六日

★ 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（財産管理課

）

一 改正の要旨

新型コロナウイルス感染症対策として県が行った要請に基づき一定期間休業した者等に対して、既に徴収した使用料を返還することができることとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日等

令和二年七月六日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第三十五号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税、自動車税及び県たばこ税に関する規定を改正した。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

- (1) 令和三年度以後の各年度分の個人の県民税について、その者の前年の総所得金額等から控除する所得控除に、寡夫控除額を除き、ひとり親控除額を加えた。
 - (2) 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講じた。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除の特例措置を講じた。
 - ア 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和十六年度分の個人の県民税まで延長した。
 - イ 所得割の納税義務者が、入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄をした場合に適用される寄附金税額控除について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第四項に規定する指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の放棄を対象とした。
 - (4) 徴収金を賦課徴収した市町に対する徴収取扱費の交付期限を見直した。
- (二) 法人の県民税及び事業税
- (1) 敷地分割組合について、収益事業課税とした。
 - (2) 国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の規定の整理を行った。
- (三) 自動車税
- 令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和三年三月三十一日まで延長した。
- (四) 県たばこ税
- 葉巻たばこの課税方式について、以下の措置を講じた。
- (1) 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの間において、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの〇・七本に換算すること。
 - (2) 令和三年十月一日以後において、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの一本に

換算すること。

(五) その他

- (1) 道路運送車両法の改正に伴う所要の規定の整理を行った。
 - (2) 引用条項など所要の規定の整理を行った。
- 2 法人の県民税の特例に関する条例の一部改正
国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の規定の整理を行った。
 - 3 広島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正
令和三年度以後の各年度分の個人の県民税の非課税の範囲について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）を対象に加える等所要の措置を講じた。

二 施行期日

- 1 2から8まで以外の改正 令和二年七月六日
- 2 一 一(四)(1)の改正 令和二年十月一日
- 3 一 一(一)(1)、(3)及び(4)の改正 令和三年一月一日
- 4 一 一(一)(2)の改正 令和三年四月一日
- 5 一 一(四)(2)の改正 令和三年十月一日
- 6 一 一(二)(2)及び一 2の改正 令和四年四月一日
- 7 一 一(五)(1)（自動車税の環境性能割の申告納付に関するものに限る。）の改正 道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に規定する政令で定める日
- 8 一 一(二)(1)の改正 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（税務課）

一 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、企業における地方拠点の強化を促進する特例措置が延長されたことを踏まえ、事業税及び不動産取得税の特例措置を延長した。

二 改正の内容

課税免除及び不均一課税の適用期限の延長

1 東京都の特別区の区域に存する特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）における事業税及び不動産取得税の課税免除制度を延長し、令和四年三月三十一日までに移転型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から二年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用することとした。

2 内閣府令で定める要件を満たす地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業（移転型事業を除く。以下「拡充型事業」という。）における不動産取得税の不均一課税制度を延長し、令和四年三月三十一日までに拡充型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から二年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用することとした。

三 施行期日等

令和二年七月六日から施行し、令和二年四月一日以後に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者について適用する。

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事 務	対 象 市 町
覚醒剤取締法に基づく事務のうち、病院、薬局等の開設者が患者又はその相続人等から交付又は調剤済の医薬品覚醒剤原料を譲り受けた時の届出の受付等	広島市、呉市及び福山市

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和二年七月六日

★ 広島県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例（条例第三十八号）（消費生活課）

一 提案の理由

国から地方消費者行政活性化交付金の交付を受けて設置された広島県消費者行政活性化基金の事業が終了したことに伴い、当該基金を廃止するため、広島県消費者行政活性化基金条例を廃止した。

二 施行期日

令和二年七月六日

★ 広島県主要農作物等種子条例（条例第三十九号）

一 制定の理由

主要農作物等の種子の生産及び普及について、その基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図り、もって本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例における主要農作物、野菜等農作物、奨励品種、特定品種及び一般種子の用語の意義を定める。

2 基本理念

(一) 本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を基本とし、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たっては、地域の気象、土壌等の生産条件、消費者の需要動向等を十分に考慮するとともに、県民の理解を促しながら、生産者をはじめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うものとする。

(二) 県は、関係機関と連携し、酒米など各地域で従来から生産されている本県の特徴ある農作物の種子の保存に努めるものとする。

3 県の責務

県は、基本理念にのっとり、特定品種の種子を農業振興に有効に活用するものとし、特に奨励品種の種子については、安定供給及び品質の確保に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

4 奨励品種の決定

(一) 知事は、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図るため、奨励品種を決定するものとする。

(二) 知事は、(一)の決定に当たっては、将来の需要を十分考慮し、品種選定に必要な調査等を行うものとする。

5 種子生産団体の指定

(一) 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、指定種子生産団体として指定する。

(1) 奨励品種の種子に係る需給の見通しを把握するための調査及び知事への報告に関する業務

(2) 奨励品種の種子の品質の確保及び安定的な種子の生産、供給並びに備蓄に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げる業務に附帯する業務

(4) その他知事が定める業務

(二) (一)の規定による指定を受けようとするものは、知事に申請しなければならない。

6 種子生産計画の策定

- (一) 知事は、優良な種子の安定供給を図るため、毎年度、奨励品種のうち県が供給を行う原種及び原原種並びに一般種子の生産、流通及び備蓄の状況その他の事情を勘案して、生産計画（以下「種子生産計画」という。）を策定するものとする。
- (二) 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 主要農作物の種子の需給の見通し
 - (2) 主要農作物の種子の生産量
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関し必要な事項

7 原種及び原原種の生産

知事は、種子生産計画に基づき、原種及び原原種の生産を行うためのほ場を設置し、原種及び原原種を生産するものとする。

8 一般種子生産ほ場の届出

指定種子生産団体は、種子生産計画に基づき、一般種子を生産するほ場（以下「一般種子生産ほ場」という。）の設置に係る事項を知事に届け出るものとする。

9 審査

知事は、一般種子の品質を確保するため、指定種子生産団体からの請求に基づき、一般種子生産ほ場で生産される一般種子の品質に係る審査を行い、その結果を当該指定種子生産団体に通知するものとする。

10 指導等

知事は、一般種子を生産する者又は一般種子を生産する者に種子の生産を委託した者に対し、優良な種子の生産及び普及のために必要な助言及び指導を行うものとする。

11 特定品種の種子の保存

知事は、特定品種の種子について、必要なときに活用することができるよう適切に保存するものとする。

12 財政上の措置

県は、特定品種の種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

13 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

三 施行期日

令和二年七月六日